

第三十四回国会 農林水産委員会 議院 議事録 第十三号

昭和三十三年三月十七日(木曜日)

午後二時四十九分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君

理事 田口長治郎君 理事 永田 亮一君

理事 丹羽 兵助君 理事 本名 武君

理事 角屋堅次郎君 理事 芳賀 貢君

金丸 信君 倉成 正君

坂田 英一君 田邊 國男君

高石幸三郎君 松田 鐵藏君

八木 徹雄君 保岡 武久君

中澤 茂一君 松浦 定義君

山田 長司君 神田 大作君

小松信太郎君 中村 時雄君

出席政府委員

農林政務次官 小枝 一雄君

農林事務官 坂村 吉正君

(農林経済局長)

委員外の出席者

農林事務官 太田 康二君

(農林経済局長)

農林漁業金融公 清井 正君

庫総裁

三月十七日

委員田邊國男君及び受田新吉君辭任につき、その補欠として早川崇君及び中村時雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員早川崇君辭任につき、その補欠として田邊國男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

参考人の出頭要求に関する件

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

○吉川委員長 これより会議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。土地改良問題について、参考人の出頭を求め、その意見を聴取したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、参考人の人選及び出頭の日時等については委員長に御一任願ひたいと存じます。

○吉川委員長 次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。丹羽兵助君。

○丹羽(兵)委員 ただいま議題となりました案件につきまして、きわめて簡単に数点にわたつて質問をさせていただきますかと思ひます。

去る伊勢湾台風で大きな被害を受け、特に本委員会と関係の深い農村地帯におきましては、その立ち上りのために公庫のお金を借りまして、いわゆる公庫の融資なるものが非常に役立ったわけでありまして、政府の政策のうち、最も農民に感謝され、立ち上がりの力になったのは、この公庫の融資と申し上げてもいいと思ひます。そう

いう点をも考えますときに、このたびの公庫法の一部改正で、政府は出資金を増額なさるということ、またその他二点にわたつて改正の内容が事ごまかに前回も補足的に政務次官から御説明いただいたのでありますが、その三つに分けられた一つに關係するのです。金を借りるのに、借りる方にも便宜を与えていただくように、その金を返済することについても特別改正して、いこう、こーい説明をいたしたい、非常に感謝にたえないのであります。

そこで、ここまで返す方を御配慮願つて、今までは複雑な返し方なんです、今度は法の改正をしてきわめて簡単に返せる。私のお尋ねしたいのは、今申し上げたように、借りさえすれば非常に助かる金であり、喜ばれる金でありますけれども、その金を借りるのに非常にむずかしい。この法案とは全然關係ないように思われるかもしれませんが、この政務次官の改正の補足説明、今申し上げたように三点から考えるときに、当然こーいことはお尋ねしておきたいし、また御配慮になつておかなければならぬと思つて言ひますが、返すときの便宜を考慮していただくよりも、まず、助かる金を借りるに非常にむずかしいのですよ。この金は、中金は自分の金を貸すようなことを言ひ、農協団体は農協団体が公庫の金でありながら農協の金を貸すようなむずかしいことを言ひ、また、市役所、町村役場なんかへ参りますれば、よくわかつておりませんけれども、これもむずかしいことを言ひ、災害復旧

のときなんかでも、ここに角屋さんもおいでになりますけれども、われわれが非常にやかましく言つてきた。とにかく、農民で金を借りる立場にある者ができ得るだけの書類にしてほしい、こーい言つておるのに、一向改正されない。この点、せつかく返す方の心配までいたさなければ、今度借りる方ももう少し便利になるように、特に支店なんかを地方にたくさんお作りいた

だいて、公庫そのものと中金あるいは農協系統団体との關係、これもはつきりしていただければありがたいことなんですけれども、そういう個々に借り受けの立場の者の氣持になつてどの程度まで御配慮願えるか、それを一つ承らせていただきます。

○坂村政府委員 ただいまの御質問の御趣旨でございますが、ごもっともでございます。実際農民が金を借ります場合には手續が煩瑣であるというようなことは、せつかくいろいろ金融制度を考えたとしても、これは実際問題として余り喜ばれない、あるいはスムーズに行かないというような問題があらうと思ひます。特に、お話のよう

に、災害のときなどにおきましては、そういう点や十分考慮なけれはいかぬだらうというふうに考えておるのでございまして、公庫の貸し出しにつきましても、そういう点を十分配慮してやつていかなければいかぬというところは私も常々考えておるわけでございます。たとえば、自創資金等につきましても、手續が非常に煩瑣でありまして、實際借りる面から言ひます

と大へんだということ、この前の伊勢湾台風のときでも思ひ切つてその簡素化をいたしました、また、その後もいろいろ貸付の方途につきましても公庫等に研究していただいております。にかんがみまして、だんだん一つ実情に合いますように簡素にしていくという考え方でやつていきたいというふうに思つております。

また、中金とかあるいは農協協同組合というような面におきましても、やはり、これは、金を貸す立場でございますので、ある程度支度しました金については責任もございまして、貸す立場としていろいろなことを言ひ場合も当然だらうと思ひますが、そういう点も、お話のように、農民ができるだけ簡単に借りられるように、そういう氣持でいろいろな手續等につきましても検討を加えていきたいと思つております。

○丹羽(兵)委員 言葉じりを拾うわけではございませんが、ただいま局長のお答で、農協が金を貸す立場に立つて言ひのだから、煩瑣なことも言ひだらうし、まためんどうなことも言ひだらう、こーいお話を聞いて、その問題はあとでお聞かせを願うとして、とにかく、公庫が金を出していただくのに、想像のつかぬほどむずかしいのです。むずかしくて、好きで借りるわけではありませんが、あなた方が考えてみるほどではなく、もっともつとむずかしいのですから、もっと具体的に研究していただくようにお願いしておきます。

第一類第八号 農林水産委員会議録第十三号 昭和三十三年三月十七日

次に、決して今の言葉じりを拾うわけではありませんが、農協というか、系統金融機関と公庫との関係、私は聞かずにおこうと思つておりましたが、そういう言葉が出たから聞きますが、中金から農協を通して貸すので、農協の系統機関と同様な扱いをするわけなんです。きょうでありますか、荻ケ久保さんからも指摘されたように、弱い農民とか、返すのに困難な農民には現実には借りられない、実際そういつたような状態なんです。西ヶ久保さんは、少々無理して、危険を冒してと、ああいう言葉が適切かどうかかわりませんが、もう少しんどうを見ていただければ立ち直れる農家にも貸し付けられるようにすることがこういう農林金融の特性ではないか、こう思うのなんです。今日の農協が農民から……これは言葉が過激になるかわかりませんが、遊離しつつある。今日の農協そのものが、農民からある程度離れる、遊離していく傾向にある。農民のものであるべき農業団体が、農民が自分たちのものとして考えられないようになって、実際農民のものであるべき農協が自分たちのものと考えられない。自分たちのものでないようには農協自身を農民が見ておる。そのいい例が一つある。私は二、三日前に選挙区へ帰りまして、農協が非常に心配しておったのは、米の集荷登録を農協へ持つていかず、卸売業者で、全然農協と関係のない第三者の業者が熱心に登録をやつておる。片一方は商売ですから情熱を持つてやる。農業協同組合というのは、おきなりで、農民が出すんだからおれのところへ登録するのは当然だといったように、非常に誠意がない。

そういう点もありましようが、百姓自身がもつと農協というものは自分の団体だということを認識し、農民の手によるものだということを認識するならば、私はそういう米の登録なんかはさう心配しなくてもいいと思うけれども、そうではなくて、米の登録が農協以外のものになされておる、こういう例を見ても、農協に何か欠陥があるように私は思ふのです。實際これは一例なんです。そういうことを考えるのと、農協のめんどろを見ていただく坂村経済局長は、一体今の農協の行き方方がいいかどうかな。何か農協をそれ自体を考えなくちゃならぬ。大臣の言葉をかき添へて言ひなれば、農協自身のあり方も曲がりかどに來たのじゃないか。そこまで極端なことではないにしても、あなたは、現在の農協そのものをながめられて、これでもいいとお考えになつておるか、担当しておられる局長として、ある程度考えを及ぼしていかなくちゃならないと氣がついておられるか、率直にお答へを願ひたいと思ひます。

○坂村政府委員　現在の農協の状況につきましては、私も率直に申し上げまして、農民の組織として十分に活動しているというふうには考えられないと、感じておるのでございます。これは、戦争中農業会というような一本の組織が農村の組織としてございましたのを、終戦後新しい民主主義の農業協同組合組織に切りかえまして、それが、どちらかと申し上げますと、一応形は変わりましたが、内容につきましては、そう大きな変わり方なしに、形だけが變つてきたということが現状じゃないか。その後のいろいろの経済変動に会

いまして農協自体も非常に経済的な苦しみを含めました。あるいはその間に、おきまして再建整備であるとか整備促進であるとかいうようなことで経済的な農協の立ち直りをやらなきゃならぬというような時代を経ておるののでございまして、まあ、大体、最近におきまして、経済情勢の落ちつき、そういうよりな点から見まして、農協の組織もある程度経済的に安定をしつつあるというよりな状況にあるというふうに考えておるのであります。農政の動きあるいは世界の経済の動きに應じて、農協そのものがやはり農民

のためにほんとうに動く、そういう団
体にならなければならぬということ、
先ほどお話しのように曲がりかどに來
ているというような感じで今の農協を
考えていいのじゃないかというふう
に考えておるのでございます。従いまし
て、三十五年度の予算におきましても
とにかく、農協の組織とか活動とか、
そういうものを、ほんとうに實際に合
うように、農民の要望に沿うように、
そういう方向に持つていかなきゃいか
んということ、新規の予算といたしま
して農業協同組合の組織整備という
ような経費を要求いたしました。そ
うな、そういう考え方のもとに実行し
て、そういうことを考えておるので
まい、ということを考えておるので
ございます。できるだけ今の状態を事
實的に直していくような方向でやつて
いかなければならないと考えておりま
す。

○丹羽(兵)委員 お世話いただく局長がそういう気持ちなりそういう考えをもつて御指導に当たっていただきますれば、何をか言わんやで、大へん農民にとって感謝にたえないところであり

りますように、局長もそう肯定しな言葉ではないでしようが、私の見る目から言うと、今日の農協のあり方、これからめんどろを見ていただいて性格は変わってくるでしようし、農民に接する気持も変わってくるでしようが、今日の農協の態度から言い、農協の行き方から考えまして、今お話の出ましたように、取り立てる義務があるのだから貸す方の立場に立つてというような考え方でやっておりますから、せっかく政府の思いやりのある施策も十分これは受けるわけにいかない。だから

から、わかりやすく申し上げますならば、農協の金融というものは、これは高利貸しの金貸しとか一般金融機関ではないと私は思う。これはあくまでも農民に對する指導金融でなくてはならぬと思ふ。それと同時に、相互扶助の關係である農協はもつと愛情を持つて組合員である農民に臨まなくちゃならぬ、今と思う。そうであるにかかわらず、今日のような状態では公庫の金も、今度の法の改正あるいは支店の増設等で幾らか變つてくるのにはありますまいや、しかし全般的にどこにも支店が置かれ直接公庫が金を取り扱うわけでもないで、その支店のふえるところがなければいいかもしれませんが、ほんにと山里の都会から離れたところではその恩恵を受けることはできない。そうになったときに、そういうところにおいて、今日の農協の態度から言ひ、取り扱ひから言つて極端なことを申し上げますならば、この公庫の金を今日の態度の農協に取り扱わしていいかどうかよということなんです。私は、今局長が、つ今後は變えていくと言われるから、

それには大きな責任をかける信頼をするものであります。今日のような農協の態度では、これは私は災害地でもよく知つてゐるのです。だれが何と言われなくても。だれが何と言われても。だれが何と言われなくても。失言かも知れませんが、よく知つてゐる。政府はそうでないと言うかも知れませんが、知つてゐるのですから、態度を変えていけばよし、今日と同じような気持であるならば、公庫の全等を扱わせるのはどういうものか。だから、どうお思いなさるか、くどいようにですけども、お聞かせ願ひたい。

○坂村政府委員 現在におきまする農協の状態から言いますと、先ほどお尋ねのいは失言かもしれません、やはり一応貸す立場で考えた場合には手続上もいろいろのことがあり得るだらうというところは私も感ずるわけでございいます。うものは、結局、問題は、農業金融とするのは、公庫の金にしてもあるけれども、系統の金にいたしましては、ほんとに普通通の金融でできないような農民の金に対する金融でございしますので、その点を十分理解いたしまして、そして、金を貸す場合にはそういう頭で貸していかなければいけませんというふうにして私は痛感しておるのでございます。そこで、あるいは、現在の農協のうちに、非常にそういう理解がありませんで、十分農民が満足を得られないといふふうなところもあるかと思ひます。しかし、それも、やはり農協の組織といふものは農民の組織でございまして、役員あるいは職員にだけまかしてはおくのではなくて、農民自身が農協としてものを改善していく、こういう気持ちをもつて、真剣に一つ、農協の改善と、

いますか、よくしていくというふうなことを農民自体からも考えていた。ただ必要があるんじゃないかというふうな考えはお互にございまして、現状におきましては、いづれにいたしましても公庫が末端まで使つて貸付をやつていくわけには参りませんので、一応農村に一番近い金融機関としては農協あるいは信連、それから中金というふうなものを借りるのが、あるいはほかの金融機関を借りるよりもこの方がまだそれでも農民に対して理解があるんじゃないかというふうにも思ひますので、そういう農協の面に貸すような場合にも、できるだけいいような指導を加へまして、そういう問題が起らないように、一つ万全を期するようにしたいと思ひます。

○丹羽(兵)委員 くだいようでありますから、この問題はこの程度でやめたと思ひますが、實際金を借りる者が借りようと思つても、そこに、金を貸す者なり、制度の上から仲に立つものが非常にむずかしいことを言つても、あなたはそれはやむを得ないとおつしやるかもしれないが、實際は公庫の金を借りるのですし、また返すのも公庫なんですから、返させる方にばかり便利な方法を考えずに、借りる方の道をもつと開いていただいて、借りる者の立場を理解してやつてくれるような農協にならなかつたら、私はだめだと思ひます。だから、これを改定というか、考えをもう少し変えていくように、政府としても局長のおつしやいましたようにもつと強く指導していただきたい、こう私は思ひます。で、今も、そうするには、ただ金ばかりじゃなくして、今後の農協というものの

のあり方についても、改善とまでは言われなかつたが、改善に近い考えを持つて進めたいと言われたのですけれども、一日も早く農協をあなたの考えでいらつしやるような農協に持つていくように、私に言ひましてみたら、今日農協のボスが多過ぎるのです。あれわれ保守党の者にしてみるとさういふことは言えないかもしれないが、實際、社会党の方々がなめられたら、今日の農協のあり方については非常な遺憾の氣を持つておいてはならないと思ひます。われわれ保守党でも今日の農協のあり方というものは大へんな不満を持つておるんです。さうして、ひどいところになると、一坪の耕作地も持つていないような、ほんとうに一反の百姓もやつていないような者が農協ボスになつて農民を食つておるんです。農民にさきえられ農民を犠牲にして彼らが農協を食ひものにして、とまでは言わないけれども、利用し過ぎておる。ボスが多過ぎてかなわぬ。ほんとうに今あなたがおつしやつたように、農協を農民の組織にし農民の団体にするような行き方に強化整備する方法を考えていただかなくてはならぬと思ひます。

昨日でありましたか、小枝さんの御説明のうちにもありましたように、今日、こういう公庫の方法がある、あるいは自分の預けた金が農協にある、それにもかかわらず、きのうのお話ですと、二四%ですか、自分の作つておる団体であり農民の団体でありながら、農協がむつかしくて、農協がもうどうも権利を持つて想像つかぬようなことをするから、やむを得ず高利貸しの金を二四%も借りなくちゃならない。

幸いにして、政府はこういうことのないように三十六年度までに公庫の方で一つ力を入れてみようというところで、感謝にたえないところでありまして、この事実を見ても、今日の農協のあり方というものと農協の内容についてはもう少し経済局は考へていただかないと、これはもうとんでもないところに来てしまひます。ただ金を借りるのに仲に立つてむつかしく言うだけの農協じゃなく、この農協全体の将来についてはもつと政府は強化整備していく方針をお持ちになつて、持つていらつしやると思つてはいいことになるのですけれども、私はこれ以上このことについてはおねえせんから、一つ政府といふか経済局の今後農協をどのように指導していくかという所信を明らかにしていただきたい。

○坂村政府委員 率直に申し上げまして、御質問の御趣旨を認めざるを得ないじゃないかというふうにも私も実は感ずるのでございしますが、先ほど申し上げましたように、さういふふうな事情を認識いたしまして、三十五年度からは農協の組織整備という新しい事業を進める予算も計上いたしまして、さうして、新しい事態に應じて農協が経済活動も十分にやつていく、農民のための団体として十分な活動ができるようにな体制に持つていく端緒を作るようというところで、実は現在いろいろ準備をいたしておるわけでありまして。

その半額程度の三億五千万円が地方公共団体に造林資金として融資されるわけであるが、三十五年度から当分の間は、この造林資金は同公庫から直接の貸付を行なわず、公営企業金融公庫の窓口を通して行なうことになる模様である、こういうことでありまして、ずつとあとの方に参りまして、三十五年度の予算編成にあたりこの紛争は再燃した……これは途中を抜いたらいけませんけれども、結局、一方は公庫でこの金を貸すんだと言ふ。また、大蔵省、自治庁の方は、さうじゃなく、公営企業金融公庫の方からこの金は貸すべきであると言ふ。さういふようなことで、とにかく、昨年は一応公庫から出したけれども、三十五年度からは公営企業金融公庫の窓口を通して貸すという三大臣の間で話し合ひができた、さういふのです。これはどうも私どもはふに落ちぬのです(おかしい)と呼ぶ者あり)今こちらで盛んに声も出ておりますように、なぜこんなものを農林大臣が三大臣の間で話し合つて譲つたのですか。これはどう考へてもおかしいのです。おかしいというお話しが今出たのです。おかしきというお話し。この七億の金自身どこから出た金ということはわかつておるでしょう。

その金が、入れたものから一部とられて、七億はこちらに入つてきて、その七億が、半額はそつちへやつて、半額は公営企業の方だというふうなわけのわからぬ出し方は、どうしてもふに落ちない。なぜこんなものを農林大臣がお譲りになったのか。その点、自治庁が文句をつけたに違ひないですけれども、これはふに落ちない。この点一つお聞かせ願ひたい。

○坂村政府委員 御承知のように、三十四年度におきましても、大体七億円の金を公営造林にというところで公庫から貸付を見込んで今まで実行して参つておるのでございしますが、その際にも、實際の扱いをどういう工合にするかという問題につきましては政府部内ではいろいろ検討したわけでもございまして、三十五年度の場合におきましても、実行状況等を見まして、實際公有造林として地方公共団体、市町村等が造林をいたします場合に、いづれにしても起債の許可が要るわけでありまして、その起債の許可等をもらひ仕事、さういふ面もございしますので、さういふ点をいろいろ考へてみますと、實際の執行問題としては一応さういふ起債の許可等の事務もございしますので、さういふ点とからめて公営企業金融公庫の方に一応委託をいたしましてやつていくというところが事務の円滑や何かから申しましてスムーズにいくのではないかと感じますので、さういふいささかございましてさういふふうにしたのでございしますが、さういふ実行をどうにかやつてみまして、どちらが、どういふ方法でいくのが一番円滑にいくかというのをやはり考へていかなければいかぬので、とにかくこれで行つてみたいというふうに考へております。

○丹羽(兵)委員 これは、事と次第によれば、農林大臣、大蔵大臣、自治庁長官にも出席を願つて……さういふ説明では私は行政的な邪道だと思ひます。さうでしよう。起債の許可を得なくちゃならぬから本質的なもので向こうに譲るなんというところは、弱肉強食ですよ。自治庁が起債の認可権を持つておるか

ら、泣きの涙で当然のみずからのものもこの際譲るといふ形になつていくんです。そうならばこの七億という金を公庫に入らずに、公営企業金融公庫の方へも当然入れるべきなんだ。それをこちらへとつて、これは林野庁との関係、国有林から出る利益金の関係でどうなりましようけれども、そんな回りくどいことをして、これは明らかにわれわれの農林関係の仕事の分野であるのに、自治庁が金を貸す権利を持つていて、からというのでこちらへ渡してしまふというの、全く邪道だと私は考えざるを得ない。こんなことを譲つた大臣はどうかしておみえになると私は思う。だから、この点はもう少し私も廻り下げて聞いたり意見を述べたりしたいと思ふのですが、時間の都合もあるのでまた適当な機会にお尋ねしてみたいと思ふますが、そうなりますと、簡易水道にしたつて、土木事業、公共事業にしたつて補助金をもらふでしょう。補助金をもらった残りは起債なんですよ。地方公共団体が起債の認可を受けるんです。これは地方公共団体でなす事業なのです。補助金をもらつて足りないだけは起債だ。それを全部この方式でいくならば、一切、厚生省関係も建設省関係も、みんな残りの起債を持つていけるのだから、自治庁へ渡すという方式になるのですよ、今の説明で了承するならば、それを一つ聞かして下さいます。

○坂村政府委員 これはいろいろ問題もございしますが、とにかく、公営企業金融公庫に全部やらせるといふことじやございせん、その債権も全部こちらの要するに農林漁業金融公庫で持つておりますし、貸付の最終決定も

農林漁業金融公庫がいたしますし、その後の管理その他においてもこれは責任を負うのであります。ただ、先ほど申し上げましたように、いろいろそういう起債その他の関係もございまして、仕事の連絡を密にするという意味で、貸付の事務の委託をするというふうなことで実行してみよう、こういうふうなことでございしますので、とにかく実行の結果を十分検討してみたいと思つております。

○丹羽(兵)委員 強奪された、追ひはぎにあつたようなもので、あなたは取られたのです。氣持よく渡したのじやない。渡すべきものを渡したのじやなくて、ほんとうに行政府の邪道にも近いような奪い取りに、一つの起債の認可を持つていて、これに押えつけられて取られた。その取られた残念がつてみえるあなたを私は責めるわけにはいかぬと思ふのです。全くお互いこれは取られた方なんです。お互いこれの機会に、委員長のお許しを得て、奪い取りを謝罪していったところの自治庁に一つ来ていただいて、またこれは委員長がお許しになるかどうか、これは後におきめをいただくことにして、取られたあなたをそう責めたつて何もなりませんから、一つわれわれともども奪い返すように努力したいと思ふます。これは邪道なんですよ。こんなむちやな話はない。起債のあれを持つていけるからおれの方へ渡せ、公営企業の方へ入れろ、これは自治庁の所管である、そういうことをやつたら、先ほど申しましたように、補助金も全部それは自治庁まかせだ、こういうことになつちやう。だから、これはこれ以上申しませんよ。われわれ

れ農林関係としてはそういう考えを持つておる。そんな、あなたのようにな、取られたものじやない、やつた結果を見てくれということなら、やつた結果というものはどうでも作文でできるのです。先ほど私は農協のことを非常に強くお願いしましたが、あれだつて、金は貸してあるのじやないかと云へばそれだけのことで。しかし、借りる方では泣いて借りておる。これだつてやつてみたならやれるに違ひありません。やれるには違ひありませんが、結果的にはろくなものではない。しかし、政府の役人は作文を上手にお作りになるから、ごまかせばどうにもできましようけれども、それはごまかされたら實際泣く人ができるので、ほんとうのものはできませんから、取られたあなたは、これをくれぐれも言うようですけれども、責めるわけにはいきませんから、一つわれわれは奪い取るようにいたしますので、その考えに立つていろいろと御研究をしておいていただくように要望しておきます。

次に、今度はあなたの方の關係ですが、前のちやうど三十一国会のときの資料を私は一つ徹底的にお聞かせ願ひうと思つて持つてきたのですけれども、質問の中心をここに置かうと思つたのですけれども、先ほどちやうと見ますと、あなたの方は相当用意して見えて、これはとても種を見られてしまつたから、これはもうあまり深くいきませんが、この公庫法の第四第一項による資金となる第三十二条のあの金額、これは、当然入ってくる、資金になるものなんです。これは前の国会のときにも相当突っ込んでお尋ねした

のです。これは全部寄せまして現在どの程度残つてゐるのですか。継承する金額で資金になるものは、こまかいことを言いませんが、どの程度今入つてくるのですか。

○坂村政府委員 現在残つておりますのは二十六億二千六百万円でございす。その内訳は……

○清井説明員 ただいまの御質問について、私が資料を持つておりますので便宜がわつてお答えをいたします。

御質問の点の承継債権でございすは、これは承継日には二十六億二千六百万円ございしました。その後一部回収いたしましたして、また一部につきましては消却いたしました。ただいま三十四年十二月末現在で残つております金額が七億六千二百万円になつておるわけでございます。

○丹羽(兵)委員 差損金のような形で消却なさる、消却なさるには、公庫独断でもできませんし、農林省と大蔵省できわめて秘密のうちに協議の上御決定になるわけでありす。それを前回は知らせてくれと言ひましたけれども、きょうはその要求はいたしません、落とだんだん落としていくでしょう。落として参りますと、政府が最初消却を認めた額までいっていいですね。どれくらいまだ残つていますか。

○清井説明員 ただいまの御質問の点でございすが、復金関係の承継をいたしましたときに、将来の消却を認めまして、その財源をいたしまして四億三千万円実は受けておるのであります。総計が、いわゆる承継だけ申しますと二億四千二百万円になつております。従ひまして、なお財源をいたしま

しては約二億程度のものがまだ消却財源として残つておる、こういう計算に相なるかと思つております。

○丹羽(兵)委員 残つておる二十数億のものをこれから取り立てるのは大へんむずかしいですよ。今までもちろん期限が来ないのも一部あるかもしれませんが、相当困難なものが多い。まだ二十数億ある。そして政府の認めておる消却は二億何千万。それで足りませうか。

○清井説明員 現在残つておりますのは、先ほど御説明申し上げましたように七億六千万円、消却財源として残つておるのが約二億でございます。従つて、七億六千万円のうちどれだけ消却しなければならぬかということになるわけでございますが、むろん、七億六千万円の中にはいろいろなものがございます。消却がやむを得ないと思はれるもの、あるいはもう少し時期を待てば必ず入つてくると思はれるもの、いろいろございす。従ひまして、七億六千万のうちにどれだけ消却しなければならぬかという推定でございすが、これは非常にむずかしいのでございまして、われわれ金融機関の立場をいたしましては、消却をするよりも、貸した金の償還につきましてはできるだけ努力いたしまして、どうしてもだめだ、どうしてもこれ以上はいない方がないと思ひましたものについてのみ大蔵省と協議して消却をいたす、こういうことになつております。なかなか見込みをいたしましてはむずかしいのでございすが、この四億三千万円という消却財源で一体足りるかどうかということになりますと、現在のところはなかなかむずかしい

いことになるのではないかと、いうように想像いたしておりますので、はつきりここで足りないとか足りるというところをお答えすることはあつたといいたしませんが、私も金融機関の立場として、残った債権につきましてはできるだけ手を尽くして努力をいたすことに邁進しなければならぬと考へておるわけでありま。

うのであります。万が一足りないという場合でございますが、そのときにどうするかというところは、これからまだ二、三年たつと思ひますから何とも申し上げられませんが、私どもも申し上りては、公庫本来の消却財源が二十数億ございまして、その問題もございまして、あるいはまた、詳しく考へて参りますと、あらためてこの際政府と相談いたしまして、本来公庫の責任でない債権の消却でございますから、この消却財源について新たに追加していただくということもあるわけでありま。

億三千万円という消却財源がなくなりまして、上り上げたところを、私ども、今まで申し上げましたようなことをよく相談して政府と協議していきたい、こういうふうに考へております。

いのです。まだ不安定なんです、昨年のときのお考えとたまたまの御答弁との食い違いのあることをはつきり私は認める。それじゃ、公庫の資金がこんなにあるとか、あるいはその上に毎年々々資金をふやしていくというところ、これはどうかと思うのです。

趣旨を私どもよくかみしめまして、御趣旨の点を十分了解いたしまして、私どもの方でも案を作り、農林省の方とも御相談をいたして措置いたしたいというふうに思ひまして、ただいまのようなお答えを申し上げたわけなのであります。

なるほど、最初から四億をその消却資金でやっているようでありまが、今までは、今もお話があつたように割と取り立てが楽であつた。しかもその中には相当落としていたのですが、これからののはむずかしいです。一銭もそういう消却をなくして、金額利子を添えて返済しそれが公庫に納まることをわれわれは望んでおるが、そんなわけにもいかない。事実半分はいかないことになつた。将来のことで見通しはつかぬと言われるけれども、万が一それで足らぬときはどうなさいますか。

息はその後収入になつておるわけでありま。従つて、公庫自体として、こういういふめんどうな債権を引き受けることによつて、それだけの損得があるかという計算をいたしますと、実は、債権の残りの計算だけでなく、その後公庫が引き受けて以来受け取つた利息が相当ございまして、その利息と、債権を請求するときに使ひました経費、この差引の問題が議論になつてくるのではないかと考へております。詳しい数字はまだ責任を持つて発表する段階でございませぬけれども、こういう問題について相談をいたす場合には、やはりいろいろな数字的な計算をいたした上で農林省なり大蔵省なりと相談をいたしていかなければならぬと思ひますので、御指摘の点についてははつきりしたお答えはいたしかねますけれども、四

の速記録を見るとはつきり言つておられる。だから、そういうことは社会党としては賛成できないし、私どもとしても賛成できない。利子をもらつたから、計算上ももつておるんだから、いと云われるけれども、これは政府自身が作つたところの権利をあなたに受け継がれたわけですか。そして、それから生ずるところの損害は、農民の犠牲により、農民の負担によつて得た利益から払うべき筋合いのものじゃないかという考へ方を私はしておる。それで、昨年、そういう御答弁は困るから直してほしい、考へて直すということをおわれわれの質問に答えてこの委員会

と云つてみえる。だから、去年の答弁とことしの答弁と違ふのです。これ以上私は言ひませんが、もう少し、こういうものの処理については、数年先のことであろうが、強く方針を立てていただきたい。昨年は、方針を立てておくと云われた。その方針が立っていないのです。まだ不安定なんです、昨年のときのお考えとたまたまの御答弁との食い違いのあることをはつきり私は認める。それじゃ、公庫の資金がこんなにあるとか、あるいはその上に毎年々々資金をふやしていくというところ、これはどうかと思うのです。

は、よそから見ますと、公庫は四億三千万円でそのときよろしいと言つたじゃないか、だからそれ以上ふやす必要はないじゃないかといふことも言われるのじゃないかと私は思ひます。しかし、ただいま御指摘のようになんか理論的には正しと思ひます。しかし、余程がまだあるわけでありまから、そのときまでに、ただいま私の申し上げた通り、政府とも相談いたしまして、実際問題としてそういう時期にふつかつたときにどうするかということを相談いたしたい、こういうふうに考へておりました。

○丹羽(兵)委員 追加の御発言でほほわかりました、なるほど、小さな問題ですけれども、筋を通していけば、ものも引き受けられ、四億数千万円で消却というか損金をお引き受けたのだから、それ以上のものが出たときには公庫の経営利益の中から払つていけというところ、これは世間でやることなんです。一般的にはそれは通ることかもしれません。しかし、消却といふか、損金を公庫自身がこれを損金に認めるのか、この償還はともできないから切るかどうかといふことが、公庫なり農林省自身の内輪で自主的にきま

○清井説明員 万が一足らないというときのお答えはなかなかむずかしいのでありますが、私どももいたしましては、私どもの責任でない債権を引き受けてきているわけでありまから、できればこの消却財源の四億三千万円の中でこれが完全に消却し終わるというふうにできますれば、はなはだけつこうだと思つておるわけでございます。しかし、ただいま先生の御指摘の通り、実は残つてゐる債権はなかなか大へんな債権が多いのでございまして、この四億三千万円で足りるかどうかといふことはちよつと切れないと思

○清井説明員 昨年の答弁と違つていふという先生の御指摘を受けたのであります。もう一度申し上げさせていただきますが、四億三千万円という金額を消却財源としていたしたとき、私は、私も公庫といたしまして、実は、開銀あるいは政府と相談いたしまして、この程度に金額であれば十分消却できまといふことで、四億三千万円にいたしておるわけでありま。従つて、義理合ひと申しますか、そのときの見込みが甘かつたといふことになるかと思ひますけれども、実際上そこには問題が起つてゐるわけでございます。ただ、御指摘のように、本来公庫の責任でない赤字を、公庫の仕事によつて生じた消却財源で消却するのはおかしいじゃないかといふ話もござい

○丹羽(兵)委員 追加の御発言でほほわかりました、なるほど、小さな問題ですけれども、筋を通していけば、ものも引き受けられ、四億数千万円で消却というか損金をお引き受けたのだから、それ以上のものが出たときには公庫の経営利益の中から払つていけというところ、これは世間でやることなんです。一般的にはそれは通ることかもしれません。しかし、消却といふか、損金を公庫自身がこれを損金に認めるのか、この償還はともできないから切るかどうかといふことが、公庫なり農林省自身の内輪で自主的にきま

るものなら、四億数千万円は責任があ

るのでそれで解決をし、また足らなかつたところは公庫自身の金で決済なさつていいと思う。しかし、何度も言われまして、また私も何度も申し上げましたように、大蔵省が入つていゝるのではありません。大蔵省と協議の上おきめになるのですから、向こうにも責任があるのです。公庫だけでなく大蔵省も責任があるのですから、やはり大蔵省にも責任を負つてもらふ。から手形をもちつた、基金をこれだけもちつたといつて、取り立てのできぬ金がある公庫の金をもつて埋めましたといふより、なことは筋道が通らないと思ふ。わずかな金ですら問題ないで、しるが、筋の通らないことをなさらずに、総裁としては今強くそつていふことを大蔵省に言えないかもしれませんが、しかし、去年もそつていふお考えであつたから、それではいけないといふことで、強く今のうちに当たつてきめておいていただきたい、こつていふことだつたのです。しかし、また本年もそれを言つてみえるから、なお一年たつてもはつきりしないのかといふことを私は追及していただけたことでもあります。来年また同じことを聞きますから、しつかりした方針、筋を立てた処理の方法を考えていただきたい、これをお願いして、質問を打ち切ります。

○吉川委員長 芳賀貴君。

○芳賀委員 第一にお尋ねしたい点は、これは農林大臣に尋ねる問題だと思ひますが、一応政務次官が来ておられるからお尋ねしますが、昨年のちやうど三月ごろの当委員会において、御承知の寒冷地農業振興法あるいは農家負債整理法等の審議を行つたとき、

それに付帯して、この際政府は農林金融の全面的な検討を行つて、特に制度金融であるところの公庫の運営等についてもこの際根本的な検討を下すべきであるという意見も積極的には出たわけでありまして、その目標とするところは、結局、公庫の資金調達の内容といふものをいかに改善するかといふ点と、もう一つは、公庫全体の資金コストの引き下げを行つて、そつて貸付金利を低利なものにしなければいかぬといふような点が重点であつたわけでありまして、これに対するその後の政府内部の検討が行なわれておれば、その経緯等について御説明願ひたい。

○小枝政府委員 ただいま芳賀委員お話しのように、ちやうど去年の委員会においてこつていふ決議をされました、

で、福田農林大臣も御承知のように金融問題については特に熱意を持つておられまして、最近における農林漁業関係の融資について特に検討する必要があるといふことで、実は、昨年の七月災害がありましてから後、特にこの問題を取り上げまして、農林省内部といひまして検討いたしておるのであります。ことに、この問題につきまして問題になりますのは、農林漁業金融公庫の問題と同時に、これに関連いたします農林中金の資金、系統資金等、こつていふ問題につきまして一連の問題として解決していく必要があるといふことと、この三十五年度中には何らかの結論を出さうといふことで検討を進めておる次第であります。御期待に沿うよう極力努力するつもりでやつておるのであります。

〔委員長退席、本名委員長代理着席〕

○芳賀委員 そこで、第一の、公庫の資金運用の内容、公庫が設立されて以来の経緯をたどつてみて、毎年のように資金構成の状態といふものが悪くなつておるのです。特に、三十五年度の場合は、公庫の予算を見ると、政府からの出資と各借入金との比率を見ると、大体全体の総資金額に対して出資の持つ比率が三九・五〇といふことになつておるのです。これは公庫ができて以来最悪の比率といふことに当然なるわけですが、このように毎年々々資金の構成状態が借入金依存といふ方向に向いていくと、これは早晩運営が非常に悪化するのじやないかといふふうにお考えになつておられますか。

○坂村政府委員 御指摘のように、公庫の出資金と借入金との比率はだんだん悪になつて参りまして、これが實際問題といひましては公庫の採算にも非常に影響しておるといふことはいはなめなない事実でございます。従ひまして、できるだけ公庫に対しては資金源をいたしましては出資金を多くするといふ考え方が、低利を建前としたします公庫の建前からいたしまして最も必要なことだつたといふふうに考えておるのでございまして、三十五年度の予算編成にあたりまして、そつていふ考え方でいろいろ政府内部でも努力をいたしたわけでございます。實際の産業投資特別会計の方の資金状態、そつていふようなものも必ずしもだんだんふえてくるという状況じやございませんで、むしろ絶対量は減つてくるというやうな状況でございます。三十四年度の場合には産業投の出資は三百八十億でございまして、三十五年度の場合に

は二百六十億といふやうなことで、総額も実は減つて参つておるやうなわけでございます。しかしながら、その中におきまして、農林漁業金融公庫に対する出資は、非常な努力をいたしまして、産業投から七十億、それから一般会計から七億といふやうなことで、七十七億の出資を一応確保いたしてきつたわけでございます。その他産業投の出資を見まして、これだけの多額のものを確保しておるものはほかにほとんどないのでございまして。たとえば、住宅公団に対して七十億、あとは住宅金融公庫に対して五十億といふやうなものがせいぜいでございまして、あとはせいぜい十億とかいふやうなことになるやうなことで、非常に努力をいたしたのでございまして、しかしながら、全体としては、やはりそつていふ点で公庫の採算等にも今後とも相当影響が来るのではないかといふことを心配しておるのでございまして、こつていふことで、根本的には、先ほど政務次官も御答弁いたしましたやうに、農林金融の問題を、公庫とそれから系統金融といふやうなものをからめて、一つ根本的に検討いたしまして、交通整理といひますか、合理化といひますか、そつていふやうなことをやつていかなければならぬ。公庫においては資金の需要といふのはほとんどふえるのでございまして、一面、農業協同組合系統におきましては、余裕金が毎年非常にふえて、貸さないでたまつていくといふやうな状況にもあるのでございまして、こつていふ点を十分検討いたしまして、全体として農業金融が円滑にいくやうな、そつていふ根本的な対策を一つ考えようといふやうな

ことで、いろいろ検討いたしておるわけでございます。

○芳賀委員 とにかく、三十五年度の財政投融資計画は、御承知の通り四千九百億を上回つておるわけですから、その中における農林漁業関係の財政投融資額といふのは非常に少ないと思ふのです。この点は政府においても、お認めになると思ひますが、しかし、現況は、今局長の言つた通り、農林漁業者あるいは団体からの公庫融資に対する需要は非常に増大しておるわけですから、これに対応する資金対策といふものが当然政策的にも行政的にも講ぜられる必要があると思ふのです。それで、たとえば三十五年度の資金コストは、この状態をいくと大体どのくらいになるのですか。

○坂村政府委員 三十四年度は五分五厘三毛でございまして、三十五年度は幾らか下がりました五分五厘といふふうに計算いたしております。

○芳賀委員 次に、政務次官も言われましたが、たとえば農林中金の一千億をこえるやうな余裕金の活用問題とか、あるいは農協がやつておるところの共済事業の準備金、積立金等の活用についても、大体八百億をこえて一千億に近づこうとしておるわけですから、こつていふのはやはり制度的にこれに着目して何らかの手を打つ必要があるのじやないかといふことはみな言つてゐる点なんです。たとえば、今進められておる中金法の改正等の場合においては、どのような構想で案を立てておるか、その点を御説明願ひたい。

○坂村政府委員 農業協同組合系統におきましては余裕金が相当あるといふことは事実でございます。その半面、

先ほど申し上げましたように、農林漁業金融公庫の方の資金需要もだんだんとふえてきておるといふことでありまして、そういう点を根本的に考え直さないと、農業金融をそのまゝの姿で置くわけにはいかぬのではないかというふうに考えておるのであります。

そこで、私たちが今一応検討いたしております問題点といたしましては、第一に、農林漁業金融公庫で貸付の対象にしておりますところの、たとえば共同利用施設等であるとか、そのほか主務大臣指定施設等というようものがございまして、当然、こういうものは、ものによつては農業協同組合の系統で扱ふべきもので、系統事業として金融を考へていいのじゃないかというようなのは、これは本来的な姿に戻して系統の内部で金融をつけるというような筋を考へて、そして農林漁業金融公庫と組合系統との事業の調整をやつたらどうかということが第一点でございまして。

それから、その場合におきます余裕金がどんどんたまってきて、農業の中に農業金融としてなかなか還元されないといふ実情はどういうところにあるかといふと、やはり系統内部における金利が高いということが一つの問題だろうと思ひます。それと同時に、その組合員なり農民に貸し出す場合のたとえば保証の問題であるとか、そういうような問題が十分果たされてないのじゃないか、そういうような機能が十分ないのじゃないかという点があるのをごさいます。金利の問題につきましては、先ほど御指摘のよう

によつて金利を下げていくというふうな問題もございまして、また、どうしても必要な場合には利子補給をするというふうな問題もある程度検討しなければいかぬのじゃないかというふうな感じもいたしておりますが、いろいろそういう解決の方法があつたかというふうに考へておるのであります。また、この保証とかそういうような問題につきましては、今の農業協同組合の系統におきます実際の体制が、ほんとうに金を貸すような体制になつておるかどうかというところが一番問題じゃないだろうか。そして、先ほど丹羽委員の御質問にありましたように、農協の内部に出します場合にはある程度貸し倒れも出るというようなのが非常にあるのをごさいますから、そういう点も、体制としては、少しぐらいの貸し倒れが出て組合として十分カバーできるのだというような体制を作つていく必要があるのではないかと。

そういうようなためには、組合の内部の体制を、やはり財政的な体制も財務的な体制もきちんと立てていくということが第一の先決条件であつて、思ひます。あるいは、自分ではどうしてもだめな場合には債務保証というふうな問題も別に外からの力でこれは考へていくというふうな点もあるんじゃないかと。それから、一応大きな問題としては、そういうようなことを中心の課題にして検討いたしておる次第でございまして。

○芳賀委員 今の御説明の中で、たとえば具体的に中金法の改正をやる場合、そういう局長の述べられた幾つかの事項のどれを採用してやるつもりでおるか。一説には、ただ中金の理事

長の選挙方式を変えるくらいで終わるんじゃないかというふうな話もあるんです。それでは何の意味をなさぬものか。根本的に中金の今の姿というものを十分解剖して、ほんとうに民主的な系統金融の頂点としての役割を果たす中金にする、それから、系統金融と公庫のよう制度金融との結合というものをこの機会にどうやるかというふうなことが中金法の制度改正の中で現れてこないか、これは何ら期待に沿わぬと思うのです。率直でいいですから、今どんなふうに中金法の改正を作

○坂村政府委員 中金法の改正の問題については、これは数年前から実は問題になつておりました。農林中金の民主化というふうな問題で問題が取り上げられてきておるのでございますが、一番言われております問題点は、結局、現在の信連と中金とがつながりがないのではないかと。うやうやな点が一つの大きな問題だろつと思ひます。そこで、そういう意味からいたしまして、今の中金の役員を民主的に選べるというふうな制度が必要じゃないかと。いうようなことが強く要望されてきたわけでございます。私たちが、もちろんその役員

の任免の制度を改めるといふことだけで農業金融の民主化ができると思つておらないのでございまして、もちろんそういう点も必要であらうと思ひますが、農業金融の中身の制度をやはりきちんと立てるといふことがぜひ必要だといふふうに考へておるのであります。そういう点もいろいろ検討いたしつつ、第一歩といたしましては、役員の改選の問題を中心として、現在の農林中央金庫法

が法律の条文も非常に古い条文でございまして現在いろいろ整理をしなければならぬような点もございまして、その点もごさいます。それから、具体的な点でございまして、政府部内ではいろいろ検討中でございます。

○芳賀委員 では、結論は今国会に出ますか。小枝さん、どうですか。○小枝政府委員 大体たまたま経済局長が申しましたような線で一応出したと考へております。そこで、率直に経済局長も申し上げたようでございますが、つまりこの系統資金をどう活用するかというふうな問題につきましても、それぞれの機関の考へ方も一つずつ分けて検討する必要があると考へております。そこで、われわれの方では実はまだこれをどうしたらいいよいいかという思想統一も完全にできておらぬ段階でございまして、たとえば農業施設のごときものは農業協同組合以外の関係でもこれを許すかどうかという問題も問題点としてたまたま検討はいたしておるのであります。そこで、先ほど私が申し上げましたように、この系統資金の問題、中金、農林漁業金融公庫等の金融全般についての検討の結論を一つ三十五年度中にしたいと思つておられますので、大体はそういう総合的な結論を得なければならぬかむずかしいのじゃないかと考へます。いすれにいたしましても、そういう取りあ

えず解決のできるという問題については一つこの国会になるべく間に合わせ

るようにならうという方針で今検討を進めておるわけでありまして。

○芳賀委員 とにかく、現況は、系統金融等を見ても、それが正常に末端に還流されてないのですよ。農林漁業から生産を通じて蓄積された資金が関係外の方に大量に流れおるといふ形は正常でないと思ひます。ですから、こういう点については十分検討する必要がありますと思ひます。

その点はこの次の機会に譲ります。が、もう一つは、先ほど申しした農協の共済事業の準備金の活用問題ですが、これもやはり政府として方針を明らかにしてその方向に進める必要があると思ひます。この点についても具体的な検討をしておるのであればこの際述べてもらいたいと思ひます。

○坂村政府委員 先ほど申し上げましたように、農協の共済の準備金はだんだんたまって参りました。今おそろく六百億をこえておるのではないかと考へておるのでございまして、これは非常にコストも普通の資金に比べまして安い、しかも性格としては長期低利の農業融資という面でやはり相当活用の面を考へなければいかぬというふう

て参りましようし、そういう点をいろいろ総合的にあわせて検討しておる実情でございます。

○芳賀委員 共済準備金の問題にして、その前提として、もう一段共済事業の内容の強化と充実をはかるということも大事だと思ふのです。たとえば、去年の十四号、十五号台風、いわゆる伊勢湾台風の場合も、この農協の共済事業というものは、北海道以外の都府県においては風水害を共済事業から除いておるのです。これは理想としてはそういう自然災害というか風水害による事故もやはり共済事業で認めて適用できるようなところまで引き上げていくということは当然大事なことな

んですから、そういう点についても政府として速急に未解決の問題が解決するように努力して、そうして、正常な共済事業の発展の中で用意された準備金等はやはり農業関係の公共的、公益的な、また農業の発展のために使えるようなことを明確にすれば、公庫金融とあわせて有効ではないかというふう

に考えるわけですが、どうです。

○小枝政府委員 これは、芳賀委員のお話のように、私もどなたもいたしまして、農民あるいは農業関係の相当巨額な金が中央にまとまって、それがしかも農村以外に使われるということは、これはなほ残念なことでありまして、でき得る限り農村の金は農村に還元をし、しかもこれが農村発展のために有効に使われるということが望ましいこととございまして、ただいま私も芳賀委員のお考えについて全く同感であり、また、その線に沿って努力をしていきたいと考えております。

○芳賀委員 次に、貸付の予定計画の問題についてちょっと触れたいと思ひます。最近、公庫の運営の方針として、いろいろ貸付対象の項目がありまして、どれにも十分ということにはいかぬと思ひますが、この中でどの貸し出し項目に重点を置いてやろうとしているか、その点については農林省並びに公庫の総裁からもお聞きしたいと思ひます。

○坂村政府委員 貸付予定計画といったしましては、土地改良、林業、漁業、塩業、共同利用施設、小圃地、その他いろいろ項目があるのであります。これらに對しまして十分一需要をまかない得るようというふうなことで、三十五年度の予算も三十四年度に比しまして八十五億という貸付額の増加をいたしまして、五百十七億という大幅な増加をいたしたわけでござい

ます。全体が農業の振興のために非常に役立っておりますのでございまして、そのうちに重点を置かなければいかぬというふうな考え方で貸付対象に特別の差をつけることはかえつてどうかと思ひるのでございまして、申し上げて申上げますれば、やはり農業生産基盤の整備というふうなことを非常に強く考へておるのでございまして、そういうような点からいいますと、土地改良というよりなものの相当力を入れなければならぬというふうな考へてもいいのじやなからうかというふうな考へておるのでござい

ます。

○芳賀委員 総花的ということになれば、それも一つの方法だと思ひます。ただ、この中で目立っておりますのは、やはり自作農創設維持資金が毎年のようにふえておる。これはやはり理由があつて自創資金のワクを拡大しなければならぬということをやっておると思ひます。この点については、一体、今の農村の自創資金をどうしても必要とする事情とか理由というものはどの程度深刻になつてゐるか、調査を進められたのですか。

○坂村政府委員 いろいろ経済情勢の変動に應じて、農家の特に自作農創設維持資金に對します需要が非常に強いのでございまして、これは実態調査をしてどうこうというふうな資料を持つてゐるわけではございせんけれども、この資金が低利であつてしかも長期であるというふうな点もござい

ましようし、特にこの金を借りて特定のこういふ事業をやらなければならぬという拘束もございせんから、結局農家の立ち直りのための資金というふうなことになるので、そういう意味から言つて非常に需要も強いのではないかと、災害時等におきましても非常にこれに對する需要も強いし、また、最近農家のいろいろな負債整理というふうな問題等も、現在根本的な対策を立てますためにはいろいろ調査をしなればならぬということと三十五年度には調査を実行することにしておりますけれども、とりあへずの問題としては負債整理等の問題もこの自創資金を運用することによつて考へていつたらどうかというふうにも考へておるのでござい

まして、そういう意味から言ひまして自創資金の需要が非常に強いものですから、自創資金の増額は昨年に比べまして非常に大幅になつておるといふやうな実情でござい

ます。

○芳賀委員 これは農林大臣あるいは政府、自民党の諸君もそうですが、御説を聞くと、施策のよろしきを得て日本農業も漸次発展の方向を示して、前年度の農業生産の成長は五%くらい期待できたというふうな感じが宣伝も行なれておる中において、一方においては農村から貧困とか窮乏を理由にして自創資金の需要が非常に強い。そういうことは一つの内部的な矛盾があるのではないかと、思ひます。この内部矛盾をどういふふう

に農林省としては把握しておられるか。

○坂村政府委員 非常に零細農が多い日本の農業の実情でございまして、いろいろ、全体としての動きと、それから個々の内部における動きとはまた違つた面もあるものでございまして、そういう矛盾をはらんでおるのが現在の日本の農業の姿ではあるまいかというふうな感じもいたしておるのでござい

ます。これらの実際の状況等につきましては十分また今後とも調査をいたしまして、一つ矛盾をなくすやうな形に持つていくように努力していきたいと思つております。

○芳賀委員 自創資金の問題についてはあとでもう一度触れたいと思ひますが、もう一つ共同利用施設、いわゆる農村工業と称するものもこれに包括されると思ひますが、最近における農村の共同施設あるいは工業化というものは、ここ数年の間に非常に様相が變つてきておると思ひます。戦後よく言われたやうな規模の小さな農村工業的なものは全部影を失つて、近代的な資本によるところの企業が十分可能であるというやうな、そういう規模に拡大されておるわけなんです。そのやうな

と、公庫融資の中にも共同利用施設というものの解釈とか概念はやはり適切に修正する必要があるのではないかと、思ひますが、そういう点はどうですか。

○坂村政府委員 公庫の融資は、御承知のように、長期かつ低利の農業融資を大體建前にしておるのでございまして、いろいろ農業の内部におきましてこの施設その他のものが近代化して大規模になつてくるというやうな趨勢にはございまして、それらの問題にいたしまして、やはり主体は、農協の共同利用施設、そういう農民の共同利用という形で進んでいくのが非常に多いのではないかと、思ひます。私に考へておるのでございまして、どうしても施設といたしましては主体はそういうところ

に重点がかけられていくのではないかと、それからまた、農村の今後の方向を考へまして、あるいは法人の問題等もございまして、生産共同までやつていくやうなやうな考へ方になつてきておるのでございまして、そういう意味から言ひまして、やはり共同利用あるいは共同作業というやうなところを推進しますことは、農業の合理化あるいは近代化というやうな面からいいますと非常にやはり重要なべき方向ではないだらうかというふうな考へておるのでござい

○芳賀委員 結局、数年前から比べると、この共同利用施設の貸し出しを見ても一件当たりの資金の要求というものは高まってきていると思うのです。総金額の中において、それはどうしても件数が減ってむしろ一件当たりの金額がふえるという傾向になるのじゃないですか。

○坂村政府委員 実際お話しのような傾向をとって思っているのをごさいます。農林漁業金融公庫から貸し出しする場合におきましても、共同利用施設につきましては青天井でございまして、上の方の金額の制限がございまして、ということとは、やはり機械化も大規模になってくるというようなことをある程度頭に置いて考えておるわけでございます。

○芳賀委員 結局、農協単位とかあるいは部落の共同施設とかもあるし、また、上の方へいけば、御承知の通り、たとえばビート工場とかパレイシの合理化工場とか、いろいろ新しい面に農協出資のそういう事業体の共同利用的な設備というものができておるわけですが、また、その方向というものはだんだん拡大されると思うのです。ですから、やはり、これらの資金計画というものは今後は相当大幅にふやさなければならぬということになると思ひますが、それはどうですか。

○坂村政府委員 三十五年度の共同利用施設の欄には、共同利用施設及び新規用途事業ということで、今お話のありましたような考え方があらわにしまして、三十五年度はとらえずに結晶ブドウ糖に対する融資を考えておるようなわけでございまして、そういうようなことで、そういう分野におきましてどん

どんこれからもやはり農民あるいは農協等が出資しまして進出をしていくというふうなものもあると思うのでございまして、そういう点は、現在、大体農協の資本が九割であるところの九割会社といえますが、そういうものに対しては公庫から資金の融通ができるというふうな建前をとっておるのをごさいます。そういうようなこと

○芳賀委員 九割会社の場合もあるし、それから、十八条の二の、いわゆる農産物価格安定法の対象品目を確保して新しい用途を開拓するために九割会社でなくても貸せるといふ特例も改正の中で設けておる。現在濃粉の政府買い上げ数量というものは毎年ふえて膨大な数字に上つておることは御承知の通りですが、ブドウ糖の企業化を進めるといふことになれば、他の金融よりも公庫金融の方が比較すれば有利ですから、この要請も強いと思うのですが、内訳としては、ブドウ糖工業とか、それから、たとえば濃粉の合理化工場とか、類似の施設に対してどのくらい充てる計画ですか。

○坂村政府委員 一応共同利用施設に対する資金貸付ワック二十八億のうち、五億三千万円を結晶ブドウ糖に対する貸付予定というふうに考えておるのでございまして、そのほか農村工業としての濃粉に対しては大体二億六千万円くらいものを一応の予定にいたしております。

○芳賀委員 次に御尋ねしておきたいのは、酪農振興基金法を成立させたとき当委員会が附帯決議をつけたので

す。これは局長も小枝さんも御承知の通りですが、その附帯決議の内容は、乳業施設に対しても公庫融資の道を開くように検討すべきであるというふうな内容の決議だったと思うのです。もうあれから二、三年たつておるわけですが、農林省としてはこの委員会の決議の趣旨をどのように理解して検討をされたか。

○坂村政府委員 衆議院、参議院におきまして乳業施設に対する融資の問題についての附帯決議がございまして、その附帯決議の御趣旨に沿いまして、三十五年度の予算の編成にあたりましては乳業に対する長期低利の融資の道を確保するということを非常に強く考えたわけでございます。附帯決議の御趣旨は、農林漁業金融公庫、日本開発銀行等からの長期低利の融資というふうな御趣旨でございまして、そういう御趣旨にそのまゝ沿ひまして、日本開発銀行があるいは農林漁業金融公庫か、どちらからかとにかく金融の道を

はつきりさせるようにしようというふうなことではないかと検討いたしましたのでございまして、日本開発銀行、東北開発公庫というところまで本気になつて一つ乳業の施設に対しては取組んでいこう、こういう態勢でございまして、三十五年度におきましては日本開発銀行においてこの乳業関係の融資を責任を持って実行してもらつていくことで決定をいたしましたので、従ひまして、農林漁業金融公庫の方ではその予定はいたしてないという実情でござい

○芳賀委員 ちよつとおかしいですよ。御趣旨というものは、昭和三十三年

四月四日に酪農振興基金法の附帯決議が行なわれておつて、項目は六項目にわたつておるのですが、その一つに、「政府は、生乳の増産に伴ひ必要となる処理加工施設の改良、造成又は取得に要する資金についても農林漁業金融公庫等からの融資の途を拓くよう検討すること」ということがあるのです。これが局長の言う御趣旨なんですが、この決議から言つて、農林漁業金融公庫から貸し出す道が開かれるかどうかという検討をまずやつてもらわなければいかぬわけなんです。それを、御趣旨に沿つて開銀から出すことにしましたというものは、この御趣旨に半ば反するのじゃないかと思うのですが

○坂村政府委員 酪農振興法の一部改正のときの決議は、農林漁業金融公庫、日本開発銀行等という御決議でございまして、いろいろ検討をいたしました結果、日本開発銀行で責任を持つてそういう態勢をとるといふこと

○芳賀委員 これは争うわけではないですが、私の言うのは昭和三十三年四月四日、酪農振興基金法の附帯決議の趣旨を言つておるわけですが、もし内容に疑点があれば、これは当時の速記録を取り寄せて調べればわかるのです

○坂村政府委員 私が申し上げております国会の御決議といふのは、三十四年のときの酪農振興法の一部改正のときに衆議院並びに参議院両院でそういう御決議をいただいたておりまして、その前の御決議とちよつと矛盾するようないたしますが、新し

い方をとりましてそういうことにいたしましたのであります。

○芳賀委員 これはまじめに検討したかどうかというのを聞いておるので、たまたま私の質問してないときの決議案等にそういうことがあつたことに便乗してやつたんじゃない、これはうまいと思ふんです。別にわれわれは大きな乳業資本の利益擁護のために考えておるのではないですよ。たとえば、振興基金法を審議した場合も、当時の酪農事情というものは、小枝次官も御承知の通り、非常に悪化した時代なんです。それで、これを改善するためには、基金制度というものを設けて、その基金の裏づけをもつて乳業の設備等に対してもそれが活用されるような道を開く必要があるのです。しかし一方においては設備資金というものはやはり政府の公庫融資からこの際検討してみることがあるのではないかと、いうことが本旨で、もしそういう道が開かれて従来よりも安い金利の設備資金というものが入つて乳業施設が拡大していけば、自然これはコストの引き下げということになると思ひ。われわれとしては決してそれを乳業資本の利益に回せというのではないのです。そういう設備の合理化とか近代化というものをどんどん進めていかなければ、これは非常にコストの高い乳製品になるのではないかと、市乳に比べて非常に乳製品がコスト高でこの消費が困難であるというふうな事態もわれわれは認めて、そして、公庫の貸し出しの道を開くべきだ、道が開けたらこれはまたこれに必要な資金というものは公庫の予算の中で獲得してもらわなければ、現在ある資金操作によつて大幅にこれ

を回せなんていうことはできませんが、貸し出すことができる結果、先ほどのブドウ糖と同じような方法をとればこれはやってやれぬことはないと思う。ですから、こういう点に対してはもう少しまじめに考えて、開銀から貸し出しの道があるとか、あるいは北海道東北開発公庫から貸せば貸せるということだけでは、これは済まないと思います。同一の金利で貸付条件も同じであるとなれば、それは場合によってはどちらから借りてもいいことになるかもしれないが、やはり条件が違ふからですね。こういう点に対しては政府としても一段と積極的な検討をする必要があると思うのです。毎国会こういう決議だけしなければならぬという必要はありません。設備資金のコスト低下が生産者の乳価の引き上げに役立つというようにはつきりした事例が出れば、当然これはやるべきじゃないかとわれわれは考えておるのです。が、それはいかがですか。

○小枝政府委員 この問題は、もう決議の文句にいろいろこだわるとかいうことではなしに、当農林委員会におきまして特に先生方の熱心な御意見をしばしば承つておるところであります。ことに、将来、日本の乳業と申しますか酪農を大いに奨励いたしまして農民の所得を増大するためには、どうしても一貫した設備の必要性があるのでありまして、そういう意味からいって検討いたしましたのでございますが、今考えておりますのは、先ほども申し上げましたように、公庫の融資の問題あるいは利率の問題、特に系統金融の問題等がありまして、とりあえず三十五年度中に根本的に結論を出す

という方針で参つておるのであります。御決議の御趣意もあり、常にそういうお考えの方のあることもわれわれ承知し、また、それを実行することも必要であるという考えのもとに、いずれかで一つそういう端緒を開いてやろうというところでいろいろ考えました結果、とりあえず開業銀行にそういう道を開く。そうして、ただ、この問題につきましては、御承知のように、農林漁業金融公庫が取り扱わねに参らないのであります。どうしてもこれは大きいところへ主として回す、——かゆい政というものはむずかしいと考へまして、そういう問題について十分総合的な検討をやつていきたい、こういうふうな考へております。決してわれわれにおおりにする考へを持っておりませんので、一つ十分検討いたしまして、ことに三十五年度においてこれを貸し付けていきますと仕事のつたえもあらうかと考へますので、そういう必要な方向に対して十分な配慮を加えて検討して参るつもりであります。

○芳賀委員 以前はクローバー乳業なんか九洲会社ですか、過去においては公庫から設備資金を借り入れておつた。それが印乳業と統一したことによつてその資格というものを失つてしまつた。中には大きな乳業会社の重役で参議院選挙に出るので一億円も二億円もかけて出たなんという事例があるから、乳業の設備資金を公庫から出す道を検討するなんというところも、そういう不当な金があれば何も心配ないじゃないかということにもなるが、そういうことでもなくて、まじめに今後の日本の酪農の将来とか一番の隘路はど

こにあるかということを考へると、やはり、市乳は非常に高いが、乳製品の価格というものはコスト高でなかなか運賃が乗らない、特に乳製品地帯におる生産者は結局乳製品の原料乳にほとんど定率なればならぬということと、都市周辺の市乳生産者農民に比べると、原料乳提供の農民の方が乳価の面で非常に不利をこうむるということとは御承知の通りであります。一升について五円ないし十円くらい違いますからね。こういう点はやはり乳製品を中心にして乳業を行なつていけるような会社等の経営に対しては内容の調査等を十分に行なつて、そして設備資金の金利というものは経営者にもかかりのウエイトを持つておるということとは、これは私が言つてもいいことなんですよ。こういう点に対して、今後もう少し積極的に検討を加えて、とにかく、二年前にきめた国会の意思というものを何ら尊重されてないのですから、この点については農林大臣によく伝えて十分な検討をしてもらいたいと思つておるわけですよ。方法としては私よりも政府の方がわきまをとおられると思いますが、たとえば、先ほど申しました農産物安定法の対象品目に対しては、これは新例を開いて、九洲会社でなくとも貸せるという道も開いてあるし、ですから、乳業の場合においても、たとえば酪農振興法というものがあつて、特に高度集約地区の指定というところが法律を根拠にして行なわれておつて、この集約地区の中においてはやはり当然集中的にコスト引き下げのために乳業設備を設けるといふことになつておるのですが、平面的に何でもかんでも乳業施設に資金を貸すということ

は、これは容易なことじゃない。やはり、国の施策の中で設定された地域等にその目的を達成するために新しい施設を設けるような場合においては、その分についてはたとえば公庫の融資の道を開くとかいふことは可能じゃないかと思つておる。きょうは畜産局長も来ておられますが、十分関係省の面でも御相談されて、すみやかに方向を明らかにしてもらいたいと思つています。

○小枝政府委員 ただいまお話しした点は、われわれも全く同感でございます。し、今後日本の酪農といふものは伸ばさなければならぬ、こゝまで来た以上、さらに飛躍させるといふことがわれわれの考へておる政策でもございまして、お話しのような点、酪農を振興し、安定させる上に最も重要な問題でございまして、大臣にこの点はよく相談いたしますし、事務当局、さらに関係方面ともよく相談いたしまして、十分検討を進めて参りたいと思つております。

○芳賀委員 最後に、もう一度自創資金の問題に移りますが、政府が三十四年度に北海道に割り当てた資金の中で、五億円と思つておるが、これは負債整理用という別ワクで流されたわけでありまして、この点については、われわれの承知しておるところでは、負債整理のための自創資金については、農業協同組合において条件緩和の措置を講じてから貸し付けるようにする、そういう条件がついておつたように聞いております。その点について少し具体的に内容を説明してもらいたいと思つています。

○坂村政府委員 三十四年度におきまして、五億という金を負債整理のため

にということでは自創資金として特別に北海道に対して割り当てたわけでございます。北海道の現在の負債の状況を見ますと、私も北海道に参りましたが、同ったこともあるのでございまして、実は非常に多くの部分が系統金融の負債になつておるのでございまして、その金利等を見ても、たとえば非常に金利が高い。内地の金利等に比べますと非常に高額の金利であります。場合によっては元金よりも金利の方がどんどんかさんでいくというふうな情勢もあるものでございまして、これは、農協の内部の問題からいたしまして、先ほどいろいろ御質問がございましたように、農協としてはひとつ積極的に農民のめんどろを見つとるべきじゃないかという点も考へられてございまして、そういう点からいまして、農協がとにかく別に今までの負債に対して条件緩和をまず先にやつて、それによつてそういうふうなものに対して負債整理の実行をしていったらどうかというふうなことで指導をいたしておるわけでございます。

○芳賀委員 それはいいのですが、ただ、問題は、固定負債をよけい背負つておる地域の農民が組合員になつておるその当該農協だけに、系統融資だからお前の組合の内部で条件緩和をやれということが実際問題として効果的にいかどうかという点を私は尋ねておるので、負債の多い農家、農業地帯といふものは生産の条件が非常に悪いわけですから、従つて、それらの組合員で形成されておる農業協同組合ですから、貯金も少ないですから、資金面については、自己資金といふものは少なく、ほとんど借入金、他給資金でまか

なつておるということになります。すなわち、この貯金等が多くて自己資金が豊富の組合の信用事業の場合と、貯金も少なく全部他からの資金に依存をしなければならぬという場合に組合の信用事業というものは、内容が非常に違ふと思ふのです。ですから、そういう非常な力のない、信用力も経済力もない農協の内部でこの条件緩和をやるというこの結果はどうなるかということ、これは専門家の皆さん方が御承知と思ひます。その点がどうかということを聞いておるのです。

○坂村政府委員 もちろん、農協には、その資産の内容等につきましても十分でないようなものもございまして、たとへば農協に対して非常にこびつきの負債を持つておる者が多い農協の場合には資産の十分充実に足りないようなものも多いのではないかと、いろいろなことも考えられないことではないのでございまして、一応、農家の負債の実態等につきましても三十五年度新しく予算を取りまして実態調査をやりまして、その上でそれらの問題についての根本対策を考えよう、こういうことに考えておるのでございまして、三十四年度におきまして五億の自創資金を既往負債整理に充てるようにということで考えました場合には、とにかく自分の内部でも努力をして、そうして政府の力を借りて暫定的に片づけていこう、こういうような考え方でこれは実行いたしておるのでございまして、そういう意味で、とにかく暫定的な一つの処置でございまして、その場合には、農協の内部におきまして、あるいは信連においても、できるだけ自分でも努力する、こういう努力を払つてもらおう、こういうつもりでやりました措置でございまして。

○芳賀委員 その措置については北海道の農民も非常に喜んでゐる。しかし、実際問題としてはそういう条件がついて、しかも、お前の農協だけでやれということになるので、これはなかなかやりづらいというのです。条件緩和したしわはまた全体の組合員に及ぶという結果にもなるわけですから、だから、もう少し考えを進めて、たとへば北海道の信連なら信連の段階でこれを調整しようということになれば、これは私はできると思ふ。災害のときの天災融資法にしても、すべての系統資金とあるいは制度的な金融が流れる場合も、中金とか信連段階においては何か出血もしわ寄せも受けないで、災害があればかえつて運賃が楽になるというような、そういう変な現象が生ずれておるわけですね。だから、農林省として、もう少し、系統内部において条件緩和をやつて系統内部における農民のこびつた借金の整理をやるという場合においては、もう一段上の段階の、たとえば信連であるとかあるいは中金の段階等においても、組合員である農民の免れることのできないようなこびつた負債の整理等についてはある程度の助力とか負担というものがあつても、それこそ本来の農協の姿だと思ふのです。そういうことをやれと言わないで、一番貧乏な農協に、お前の仲間内の問題だからお前のところだけでやれというやうなやり方というものは、ちよつと農林省としても先ほどの局長や次官の御高説に反するんじゃないですか。

○坂村政府委員 もちろん、第一次的には農協にしわが寄る場合があつてと思ひますが、その場合におきましては、当然、信連等に金を借りるというやうな、これを信連に援助を頼むというやうな問題も起つて参ると思ふのであります。これは実際問題といたしましては農協の内部の問題でございまして、いずれにいたしましても、農民に対するいろいろの過酷な条件は、これはとにかく農協の負債であるからでございまして、これをどうやらつたらどうか、こういうやうなことで、これははいずれにしても暫定処置でございまして、いろいろのしわ寄せはあつて起るんじゃないかと思ひます、それらの状況等も見ますし、また、三十五年度の実態調査の結果等も見まして、今後の対策は、十分考えていきたいと思つております。

○芳賀委員 では、これは早急にお考えを願ひます。ひとり北海道の信連だけではないですけれども、系統の金利の引き下げなんかやる場合においては、やはり、上は中金から信連、単協に至るまで、この各段階の系統の信用事業の実態というものを十分調査して、これは欠点が確かにあると思ふのです。そういう点を農林省で把握して今後の対策に資した方がいいと思ふのです。ですから、農林省でやれば、たとえば、当委員会において、中金や信連の当事者を呼んで、系統内部における負債整理等に対してそれらの機関が協力的であるかどうかということを含めて調査してもいいと思ふのです。あなたの方で積極的にやることは無理にやる必要もないのです。これは、政務次官、どうですか。

○小枝政府委員 この五億の資金の問題でございまして、これを通じまして、御説のように、これは貧弱な組合を擁しておるところの弱体な農協もありまして、資金が回りましても十分の効果を發揮できぬところもあるかと考えます。これは、要するに、先ほどお述べになりましたように、各系統機関が知恵をしぼつて力を合せて協力してくれるということは最も望ましいことであり、必要な問題であらうと思ひます。従いまして、この問題につきましましては、事務当局にもよく指導して、これは十分農林省として指導していかねばならぬ、これにつきましては十分努力をし善処していかねばならぬ、かように考えるわけでありまして。

○芳賀委員 これに関連して農林大臣に尋ねたいのですが、昨年の国会からずっと審議を続けておる社会党提案の農家負債整理法というものが今国会でも継続審議中なんです。この内容は御存じの通りです。それから、もう一つは、政府がお出しになった北海道寒冷地畑作農業改善資金融通法、これは社会党、自民党共同提案で修正して成立させたのですが、そのとき両党から付帯決議が出ております。第一の点は、この際、政府としては、速急に農家の固定化負債の現況の調査を行なつて、すみやかに農家負債の特別措置を講ずべきであるということですが、この特別措置というものは制度的に措置をすべきであるということなんです。もう一点は、現在の公庫融資の中の自創資金は、自創法に基いて出しておるのですが、運営の実態を見ると、貸付の最高限度が一戸当たり二十万で押えられてお

り、これは法律の規定でなくて業務方法書で二十万というふうに押えられておりますが、これは実情に沿わないから、少なくとも最高五十万円までに限度の引き上げを行なつて、その引き上げに伴つてふえる資金リスクというものを当然確保すべきであるということ、まだほかにも項目がありますが、負債問題についてはこの二点の指摘をわれわれは行なつておるのです。これに対しては現在まで何ら政府としては熱意を示していないのですが、この立法措置の問題と限度の引き上げ問題についてはどのようにお考えになつておられますか。

○坂村政府委員 当院の御決議の御趣旨に沿ひまして、そのまゝの形であるいは特別の法律を作るといふような段階にはまだ至つておりませんけれども、実は、そういう御趣旨もございまして、三十四年度におきましては、自創資金の運用によつて負債整理対策を考えたらどうかというやうなことで、特別に北海道に対する自創資金の割当をいたしたわけでもございまして、三十五年度におきましては、新しく北海道の負債整理の実態調査の予算を要求いたしておりました。これによつて実態を調査いたしまして、その結果に基づいて根本的な対策を講ずるやうにしたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、条件の問題等につきましましては、御承知のように、現在の自創資金の条件等についていろいろ御意見のあるところでございましてけれども、とりあへず三十五年度におきましては暫定措置として自創資金の運用で北海道の負債整理の問題もできるだけ片づける

ようにというよりなことで一つ努力をしようと考えておりますので、条件等につきましても今のままでとにかく暫定的にはやりまして、そうして実態調査の結果根本対策を講ずる際に条件等についても十分実情に沿うように再検討しよう、こういうことを考えておるわけでございます。

○芳賀委員 この負債整理はひとり北海道だけには限らぬと思ひます。事情から言へば北海道が一番大きいかもしれませんが、やはり、固定負債のある地域を十分調査を進めて、去年から始めれば調査を終わつておつたと思ひますが、三十五年といふことになるから一年調査がおくれるわけですが、そういうことで調査を進めるといへば別ですが、われわれが法律を出したのには、調査の結果に基づいて、これは負債整理法という措置が必要であると認めて法律を出しておるのですから、われわれの十分調査を行なつて必要ありと認めておるわけでありまして、ですから、政府あるいは与党の諸君が御不審があれば、社会党提案の法案の審議に協力してくれば、いかなうな調査の資料もわれわれは提供して十分納得のできるような説明ができるのです。残念ながら全然審議に応じないというよりなことで、これが遅々として進まないわけでありまして、局長の話ではもう一年暫定的に自創法の運用の中でやるというのでありますが、貸付限度の引き上げというものは、昨年の秋の当委員会における災害対策の小委員会等においても、どうしても自創資金の貸付限度の引き上げは行なうべきであるという結論も実は出ておるのであります。ですから、これは方法書の改訂で

やれば別に国会の議決等は要らぬが、それをおやりになるかどうか、いかがですか。

〔本名委員長代理退席、委員長着席〕

○小枝政府委員 これは重要な問題です。それからいろいろ御意見もあり、また御要望もあることを承知しておるのでございまして、この貸付限度の引き上げの問題につきましても、御承知のように、先年十二万でありましたのを二十万に引き上げた、こういう状態になつておりますが、今なお私もこれをもつて足れりとは思へておりません。で、この問題につきましても目下いろいろと検討はいたしております。けれども、とりあえず三十五年度予算を作りました当時の考え方といたしましては、できるだけ金額の範囲内において多くの人々に供給するようにしたい、こういうつもりでやっております。で、これを、ただいまお話しのように業務方法書の改訂によりまして何らかの処置もできるわけでありまして、十分検討しなければならぬ。

それから、負債整理の考え方でありまして、これは、お説のように、ただひとり北海道の問題ではなくして、全国農民、漁民一切、農林漁業の所得が他産業に比べて少ないといふことは一貫した問題でございまして、私どもの考へていたしましては、これも御承知のように、ただいま局長から申し上げましたように、北海道につきましても特別な調査をいたしたい、国全体といたしましてそういう調査を十分いたすつもりであります。ことに農林漁業基本問題調査会も三十五年度をもつて一応結論が出るわけでありまして、そ

ういふ問題もあわせてこれが調査をいたすはずであります。従ひまして、三十五年度に間に合うというわけには参りませんけれども、十分熱意を持ってこの問題には取り組んで参る予定であります。

○芳賀委員 今の限度の問題、これは政務次官も御承知の通り、自創資金といふものは、単に負債が累増して所有地を売らなければならぬというやうな事態にも借り手がでるが、やはり、主目的は、たとえば農地法の中に認められたその限度の最高なら最高に達するまでの間、農用地の取得とか拡大をやるということも、これはあの法律の精神の中には大事なことでございまして、ところが、実情は、北海道等においても今日農地の取引価格が大体水田で一反歩十萬円くらいは通例の価格になつております。本州方面では上田になれば二十萬円は十分と思ひます。で、それならば、一反歩しか農地の取得が水田の場合にはできないのです。そういうことでは実情に沿わないのです。農地の取得をやろうとしても、二十萬が最高限度ということになればその以内しか借りることができないのです。だから、限度というものはやはり妥当な線に引き上げておいて、そういうその範囲内において実情に沿つた貸し出しをするといふことで初めて運用の妙が発揮できると思ひます。そのうちのことはやれりやうなものだと思ひますが、でなければこれは自創法の改正で法律の中で限度を明記することもできるのです。われわれは政府を信用しておるから業務方法書で適切におやりなさいと言つてゐるんですが、これは総裁はどうですか、

そういう必要は認めないですか。

○清井説明員 先ほど来のお話をいろいろ承つておりましたが、私も実際上貸付を担当いたしておる者といつたしましては、北海道だけではございませぬけれども、ことに北海道の農家の被災状況等をたびたび現地から承つておるのであります。従ひまして、自作農資金の今後の増大とその運用につきましましては、私も、できるだけ金額をふやして、同時にその運用につきましても今後注意して参らなければならぬといふふうに考えております。たびたび政府の経済局初め皆さんと相談をして参つておるわけではございませぬ。五億円の分につきましては先ほど御答弁があつた次第でございまして、この限度の引き上げの問題につきましましては、なるほど実情といたしましてはただいま芳賀委員のおっしゃつた通りだと思ひます。ただ、私も実際に上考へて参ります。ある一定限度を引き上げておいて實際貸し付けられる場合はどうか。実情に応じて貸し付けるといふにすればいいではないか。かといふお話でございしますが、そういうふうにいふといたすといふことは、正しく理論的に考えますと確かにそういうことが言えるのであります。現にそういうやうな運営をいたしておる場合もあるのでもございますが、ただいま先生の言ひました通り、非常にこの自作農維持資金につきましては希望が多くございまして、これが野放図と申しまゝに制限なしに希望者を募りましたならばどのくらい一体希望者が出てくるかわからないという状況であるように聞いておるのであります。そういう際に、ただいまおっしゃつたやうに一定

の限度を引き上げて實際の運営は実情に応じてやるというふうをいたしまして、なかなか實際問題としては多くの御希望の方に対して適切な措置をとつていくことが非常に困難ではないかといふやうな気がいたしております。やはり、なるべく多くの方をこの資金の恩恵に浴させるというやうな建前から考えましても、私も、現実の状況といたしましては、確かに実情に沿わない点があるけれども、やはりこの二十萬円という限度はそう簡単には動かし得ないのではないかと。お話の通り、限度を引き上げて総額をふやすといふことができません。まことにその通りでございまして、皆さんの需要に應ずるだけの金額をふやし得るということは今直ちにここで申し上げかねる状況にもあります。で、現在の状況では、二十萬円という金額につきましても、実情には沿わない点があると思ひながら、やむを得ないのではないかと。さういふ御了承願ひいたします。

○芳賀委員 それでは、きよりはこの程度にして、ただいまの問題については、これは非常に重大な点ですから、政府並びに公庫においても内部的に打ち合わせをされて、いずれこの法案審議の過程に農林大臣の出席を求めて、責任のある大臣の答弁をそのとき期待しておきます。

○吉川委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五分散会